

広報

平成27年(2015)

かが

12月

No.123



第1回鹿島の森伝説 越前・加賀県境綱引き (10月18日)

「越前・加賀県境の館」(吉崎町)であわら市と
県境をかけて3本勝負の綱引きで見事2本を先取
し、勝利を収めました。県境を広げるとともに住民
同士の交流が深まり、賑わいました。



7つのリーディング・プランを紹介します。

スピード感を持って政策を実行し、PDCAによる推進とともに、3年後の中間見直しや経済環境の変化等に適宜対応し、『2つの最重点施策』と『5つの重点施策』からなる7つのリーディング・プランを集中的に取り組み、産学官金による連携・協働を行い、スマートウェルネスKAGAの実現を推進します。

最重点

◆ロボット研究の推進

市内ものづくり産業の強みを活かして、ロボット研究を推進するとともに、長期的なロボット産業人材の育成に向けて「ロボレーブ国際大会」の開催や子供たちのロボットなどの科学技術教育を推進します。

- (1) ロボット研究開発事業
- (2) ロボット産業人材育成事業

◆「健康・医療・福祉・介護分野」の産業群の創造・戦略的企業誘致

少子高齢化・人口減少社会を見据え、健康・医療・福祉・介護分野での新産業の創造を目指し戦略的な企業誘致を進めます。



▲ロボレーブ加賀大会（H26年）



▲加賀ロボット研究会

重点

◆若者・女性などの人材育成と学修環境の充実

長期的な少子高齢化を見据えて、若者の流出を抑制し流入を図るため、魅力的な学修環境を提供します。また、若者・女性の地元就業や再就職の促進および職場定着の促進、職業能力の向上・キャリアアップを図ります。

◆農林水産業の6次産業化の推進

豊かな農林水産資源を利用し、新たな加工品の開発や2次産業、3次産業の連携を促進し、農林水産業の高付加価値化を図ります。



▲かぼちゃ焼酎 ▲棒茶サイダー

◆温泉・農林水産資源・伝統工芸技術の活用・開発

温泉資源や伝統的工芸品を活用して、新たな名物・特産品やサービスを開発します。



▲山代温泉古総湯

◆坂網鴨など食のブランド化の推進

加賀の食文化を体現する料理・メニューを創出し、食のブランド化を推進します。



▲坂網鴨



▲加賀カニごはん

◆企業集積ゾーンの候補地選定

事業所適地の選定を行い、産業インフラの整備を促進します。

スマートウェルネス KAGA を目指します

本市の未来都市像として、魅力ある企業が集積し人々がいきいきとするまち「スマートウェルネス KAGA」を目指す加賀市産業振興行動計画（平成 27～33 年）を 10 月に策定しました。

本計画は、民間の力を引き出し、市民の総力を結集し、新たなチャレンジを行うことにより、地域資源を活かし、健康・医療・福祉・介護分野での新たな産業群の創造や関連する成長産業であるロボット研究の推進などを重点的に行い、魅力ある企業や地域の創造を図っていきます。

加賀市産業振興行動計画

3本の柱の戦略を核に
2つの最重点施策と
5つの重点施策を
リーディング・プラン
として推進し
ていきます

加賀市産業振興行動計画

3本の柱（戦略）と主な施策

I 地場産業の強靱化

～地場産業の基盤強化～

1. 企業の革新・強化

- (1) 民間金融機関と連携した訪問相談と民間人材の活用
- (2) 創業支援の拡充
- (3) ものづくり企業の広域交流の促進
- (4) 企業への情報提供サービスの確立
- (5) 店舗立地の支援による商業集積の促進

2. 人材の育成・活用・確保

- (1) 若者・女性などの人材育成と学修環境の充実・・・【重点】
- (2) 伝統産業の担い手育成

3. 技術開発の強化

- (1) ロボット研究の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・【最重点】
- (2) 新製品の開発強化
- (3) 大学との連携による技術開発の推進

II 地域資源の活用

～メイドイン加賀の展開～

1. 農林水産業の付加価値向上

- (1) 農林水産業の6次産業化の推進・・・・・・・・・・・・・【重点】

2. 地域資源の戦略的活用

- (1) 温泉・農林水産資源・伝統工芸技術の活用・開発 【重点】
- (2) 坂網鴨など食のブランド化の推進・・・・・・・・・・・・・【重点】

3. ブランド戦略の強化

- (1) 顕彰・表彰制度の創設
- (2) ものづくり産業のブランド化の推進
- (3) 伝統産業のブランド化の推進

III 新産業の創出

～新たな産業を創造～

1. 新たな産業群の創造・戦略的企業誘致

< 重点分野 >

- (1) 健康・医療・福祉・介護分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・【最重点】
(医療・介護ロボット関連、超高級高齢者施設関連)

(2) 成長産業分野

(環境・エネルギー関連、航空・宇宙関連、自動車関連)

(3) 統合型リゾート分野

< 誘致活動 >

- (4) 企業誘致業務に精通した人材の活用

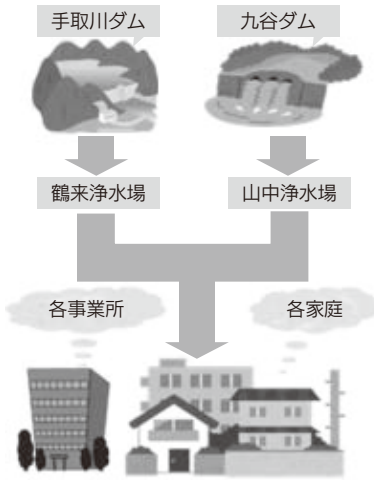
< インフラ >

- (5) 企業集積ゾーンの候補地選定・・・・・・・・・・・・・【重点】

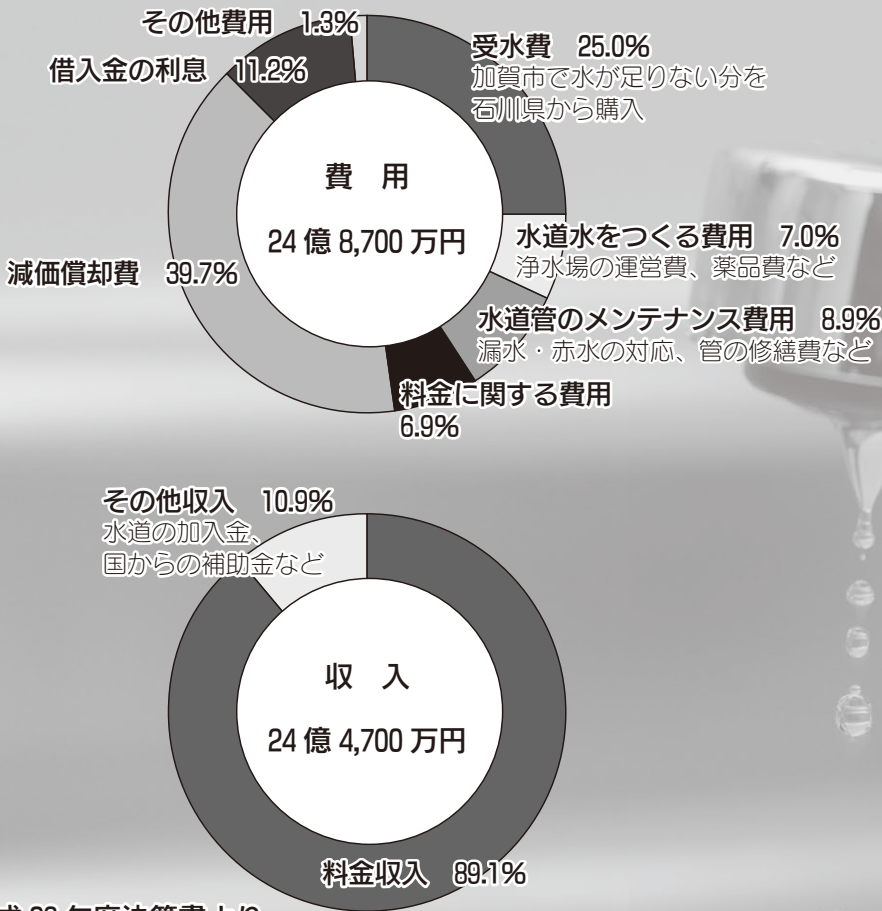
商工振興課
☎ 72-7940

加賀市水道事業の現状

平成26年度に加賀市水道事業の現状分析と将来予測、今後の指針を記した加賀市水道事業ビジョンを策定しました。その中で今回は収益的収支の現状をお知らせします。



右図は、水道が届くまでのイメージです。九谷ダムの水を山中浄水場できれいにし、県水を加えて、市内全域の水道管を通り、皆さんのご家庭に届けています。現在は九谷ダムからの水は6割、手取川ダムからの水は4割となっています。これらの水道にかかる費用の割合は下図のとおりです。



水道事業は公営企業なので、これらの費用は料金収入でまかっています。また、水道事業は収入のほとんどが水道料金となっています。平成26年度は、収益的収支が24億8,700万円、収益的収入が24億4,700万円、赤字となりました。赤字が続くと水道事業の運営ができなくなってしまう。

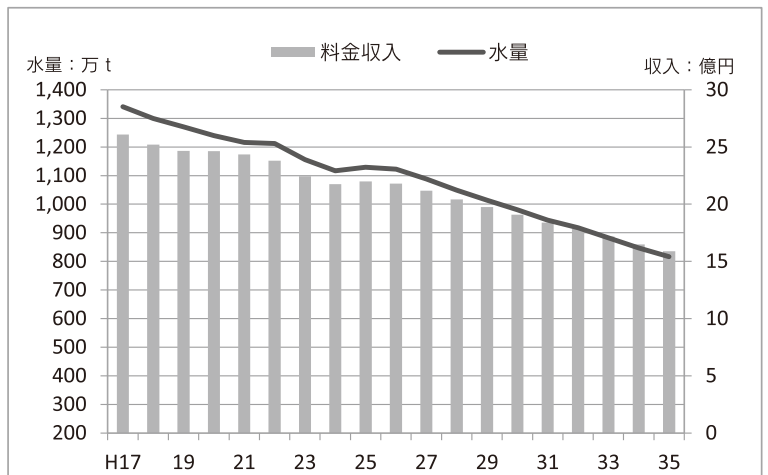
平成26年度決算書より

人口減少と節水型機器の普及、工意識の高まりなどにより、年々、水道料金収入が落ち込んでいます。今後も更に落ち込むことが予想されます。

これまで、さまざまな費用の削減に努めてきました。今後も、費用の削減を進めるとともに、収入を増やす方法を検討していきます。

加賀市の水道の現状や将来予測などの詳細は市ホームページ上の「加賀市水道事業ビジョン」にて解説しています。

図経管企画課 076-221-7000



(平成17年度以降の料金収入と水量の推移)



住民基本台帳カードと 電子証明書の交付が終了します。

住民基本台帳カードと 電子証明書の交付終了について

マイナンバー制度が始まることにより、住民基本台帳カードと住民基本台帳カードに搭載されている電子証明書は交付終了となります。

ただし、すでにお持ちになっている住民基本台帳カードや電子証明書は、有効期限まで利用できます。

※電子証明書とは、住民基本台帳カードに搭載された電子データのことです。確定申告などの行政手続きをインターネットを通じて行う際に必要となる証明書のことです。

住民基本台帳カードおよび電子証明書の交付終了日は次のとおりです。

◇住民基本台帳カード◇

12月28日(月)17時まで

◇電子証明書◇

12月22日(火)17時まで

※いずれの場合も申請できる日ではなく、本庁窓口課での交付が終了する日です。

※手続き不備の場合は交付できませんので、お早めに本庁窓口課へお越しください。

	有効期限	交付時期	手数料
住民基本台帳カード	最長 10 年	平成 27 年 12 月 28 日(月) 17 時で終了	500 円
住民基本台帳カードに 搭載する電子証明書	最長 3 年	平成 27 年 12 月 22 日(火) 17 時で終了	500 円
個人番号カード	最長 10 回目の誕生日まで	平成 28 年 1 月から開始	初回無料 (再発行：800 円)
個人番号カードに 搭載する電子証明書	最長 5 回目の誕生日まで	平成 28 年 1 月から開始	初回無料 (再発行：200 円)

電子証明書で 確定申告をする人へ

平成 28 年 1 月からは個人番号カードの交付に加え、個人番号カードに搭載できる電子証明書の交付も始まります。

◆すでに住民基本台帳カードをお持ちの人は、カードに搭載された電子証明書を個人番号カードに搭載しなおすことはできません。

◆個人番号カードは国で作成するため、電子証明書が搭載された個人番号カードを交付するまでには日数を要します。

◆インターネットでの確定申告を考えている人で、お持ちの電子証明書を利用される場合は、有効期限をご確認ください。

◆現在お持ちの住民基本台帳カードに搭載されている電子証明書の有効期限が分からない場合は、本庁窓口課に本人確認書類を持参し、お尋ねください。



臨時窓口を開設します

通知カード・個人番号カードに係る臨時窓口を開設します。

と き：12月5日(出)、6日(日) 9時～17時
と ころ：加賀市役所1階 窓口課 ※庁舎西側玄関をご利用ください。
取扱業務：返戻された通知カードの受け取り、個人番号カードの申請
★上記の申請には本人確認書類、印鑑等が必要です。
★詳しくは本庁窓口課にお問い合わせください。

問い合わせ先

・マイナンバー制度に関すること
・コールセンター
(全国共通ナビダイヤル)
☎0570-20-0178
平日 9時30分～22時
土・日・祝日 9時30分～17時30分
(年末年始を除く)
・個人番号カード・住民基本台帳カード・電子証明書に関すること
窓口課 ☎72-7881